## 〈教育と社会〉研究 第23号 2013年

# いじめ問題に対する少年司法の課題

## ―いじめ防止対策推進法の成立に寄せて―

## 立命館大学 山 口 直 也

## 1 はじめに

2013年6月28日、「いじめ防止対策推進法」(以下、 推進法とする)が第183回通常国会で可決成立した。 主たる目的として、国、地方公共団体にいじめ防 止のための基本方針の策定を求めるともに、学校 が講ずべきいじめ防止の措置、重大事態への対処 等について規定している。推進法が誕生した背景 には、滋賀県大津市で発生したいじめ自殺事例を はじめとする数多くのいじめ事例が再度社会問題 としてクローズアップされたことが影響している ことは言うまでもない。過去にも、いじめ自殺が 社会的な注目を集めた時期が何度かあった (1) が、 法改正等に結びつくことはなく、文部科学省(以 下、文科省とする)の学校指導による対応で表面 的には沈静化を繰り返してきたように思える。

だが、推進法が成立した現在の子どもを取り巻 く法的状況は、過去のいじめ注目期とは大きく異 なっている。2000年以降、少年法はすでに3度の 法改正を行って厳罰化の方向に進んでおり、現在、 さらなる厳罰化の内容を含んだ第4次少年法改正 がなされようとしている(2)。また、2004年に犯罪 被害基本法が成立して、刑事・少年手続への被害 者の関与の拡充 (第18条)、捜査、公判過程での被 害者の保護(第19条)が規定されて、各種法律、実 務運用が改正されている(3)。いわゆる修復的司 法(4)の観点が随所に取り入れられ、被害者は司 法手続の中心で扱われるようになってきている。 このような社会情勢の中での推進法もまた、いじ め問題、特にいじめられた側の児童の生命、身体 に関わるような「犯罪行為」としてのいじめにつ いては、警察を通じた少年司法との関わりを重視

そこで本稿では、推進法が定義する「いじめ」 と「犯罪行為」の意義を明確にしたうえで、推進 法が少年司法の領域にもたらす効果について、従 来の少年司法におけるいじめ問題の扱い方を踏ま えつつ検討しようというものである。

## 2 いじめの定義の転換

#### (1) 推進法におけるいじめの定義

推進法の成立によって、いじめの法律上の定義が明確化された。同法第2条第1項によれば、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。

ここでは、まず、いじめを行う加害主体およびいじめを受ける被害客体ともに、学校に在籍する児童又は生徒である「児童等」に限定され、一定の人間関係が前提とされている(第2条第2項)。したがって、仮に過去の事例のように担任教師によるいじめへの加担行為があったとしても、本法上はいじめとはならない。あくまでも児童間の問題に限定する趣旨である。

次に、いじめから保護されるべき個人的法益については、心理的又は物理的影響による心身の苦痛という文言からして、広く生命・身体・精神の自由および財産権であると考えられる。特に、客観化に困難が生じる精神の自由の侵害度(=心身の苦痛の程度)については、通常の平均的子どもが感じる苦痛の程度という意味での一般人標準説をとるのではなく、いじめを受けた当該子ども自身の苦痛の感じ方を基準とする純主観説を採用した点に特徴がある。この定義によれば、客観的には極めて些細な加害行為であっても、被害児童が繊細な心身の持ち主である場合には、いじめ行為として認定されることになる。

そして、いじめ行為については、これを作為に

限定するのか不作為も含むのかは文言上は必ずし も明確ではない。原法案では、不作為も作為と同 様に扱われることが明示されていたので、被害児 童が一定の作為・不作為によりいじめられている ことを知りながらいじめを放置した場合には、不 作為によるいじめへの加担行為と認定される可能 性があった。例えば、クラス全体の児童が被害児童 を無視して精神的苦痛を与える場合はもちろんの こと、インターネットへの加害的書き込みについ て知りながら通報等適切な措置をとらない同クラ スの児童についてもいじめ加害児童と認定される ことが考えられた。推進法はその点について明示 的ではないが、不作為によるいじめが除外される とも規定していないので、上述した可能性は残さ れている。したがって、積極的であると消極的で あるとを問わず、クラス全員が特定の児童をシカ トする場合などは、いじめと認定される得ること になる <sup>(5)</sup>。

#### (2) 従来のいじめの定義

いじめについては、従来、(a) 喧嘩、意地悪、 からかい半分のちょっとした嫌がらせといった子 どもの成長発達にとって不可避で、大人が安易に 介入すべきでない、いわば 「適切ないじめ | (6) と も表現される領域のものから、(b) 無視・仲間は ずれ、悪質な悪口、嫌がらせ、侮蔑的な扱い、落 書き、物隠し等といった犯罪の構成要件には該当 しない段階の作為・不作為による、被害を受けた 側の子どもにとっては通常深刻な悩みを生じると ころの「典型的ないじめ」、そして、(c) 身体的暴 力、脅し、嫌がる行為の無理強い、金品の巻き上 げ等によって被害児童個人に直接的な物理的又は 精神的な加害行為を与え、それが暴行罪、傷害罪、 脅迫罪、強要罪、恐喝罪、名誉毀損罪等の犯罪行 為(=非行)に該当する「いじめ非行」にまで及ぶ、 広範な内容を含んで議論されてきている(7)。法 的保護を要する権利・利益の観点からの定義をは じめとして、被害児童・加害児童双方が所属する 集団や社会に着目した社会学的観点からの定義、 行為の客観面および被害の主観面からの定義など 様々な定義が試みられてきているのである(8)。

これについて2006年に文科省は、いじめを「当 該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、学 校の内外を問わず、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義するに至っている<sup>(9)</sup>。この定義は、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立ってなされたものであり、一定の人間関係を前提としてその中で発生する問題であるととらえている。推進法はこの考え方を受け継いだと見てよい。

## (3) 犯罪的いじめ類型の顕在化

もっとも文科省は、近年、社会の耳目を集めた「いじめ自殺」の事案を契機として、従来からの「傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性があるいじめは、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応する」こととする通知内容 (10)をさらに鮮明にして、いじめが抵触する可能性がある刑罰法規の例について明示し、各都道府県教育長宛に通知 (11) している。

これによれば、いじめる児童生徒に対する教育的指導が奏効しない場合には、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという視点から、いじめる側の児童生徒の「犯罪行為」を早期に警察に相談して連携した対応をとる重要性を指摘し、その生命・身体の安全が脅かされているような場合には直ちに警察に通報すべきことが求められている。そして、そのような「犯罪行為」の例として、叩いたり、蹴ったりする行為は暴行罪あるいは傷害罪、悪口や脅し文句を言う行為は脅迫罪、嫌なことや危険なことをさせる行為は強要罪、金品をたかる行為は恐喝罪、パソコンや携帯電話で誹謗中傷する行為は召響損罪等に該当するとしている。

ここでの一連の文科省の対応は、学校教育の現場に次の2つのメッセージを発したものと見ることができる。1つは、いじめ行為の中でも上記の分類でいう「いじめ非行」については「犯罪行為」として捉え、警察との協力の中で解決すべきであるというメッセージである。そしてもう1つは、そのような犯罪行為としてのいじめでは、いじめた側の児童生徒は加害者として処分されるべき存在であり、いじめられた側の児童生徒は被害者として徹底的に保護されるべき存在であるという、加害者・被害者間の図式を明確にするという

メッセージである。

#### (4) 犯罪行為としてのいじめ

推進法は文科省のこのようなメッセージを法律 化したものであり、今後、具体的施策を通して教 育現場を拘束していくものと考えられる。

いじめ防止における警察との協力という点については、原法案が直接的に学校と警察との緊密な連携を規定していたのに対して、成立した推進法では、各地方公共団体がいじめ問題対策連絡協議会を設置して、その構成組織の1つとして都道府県警察を置くにとどめている(第14条)。しかし、発生したいじめに対する措置については、それが犯罪行為として取り扱われるべきもの認められるときは、学校が直接的に所轄警察と連携して対処し、重大な被害が生じるおそれがある時は所轄警察に通報して援助を求めなければならないと規定している(第23条第6項)。

そして推進法にいう「犯罪行為」という点については、既に文科省の通知において例示されているように、刑法上の構成要件に該当する行為であればよいので、従来の「適切ないじめ」及び「典型的いじめ」との境界は緩やかなものにならざるを得ないように思われる。学校側が警察に相談すれば、過去の事例や判例に詳しい警察によって、形式的には犯罪行為に該当するという判断がなされる場合も多くなると考えられる(後述 4 (2) 参照)。そうなると、教育現場への警察力の介入は容易になってくることが予想される。

また、いじめが犯罪行為と認定されるとすると、いじめる側の加害児童といじめられる側の被害児童という対立構造の中でのいじめ対応が鮮明になるので、犯罪行為に基づく加害児童への制裁的色彩が強くなることが懸念される。少なくとも、警察力に頼るということは、いじめる側の加害児童を非行少年あるいは不良行為少年として扱い、少年法が予定する一定の処分を見据えた司法手続にのせることを意味する(後述 4(3)参照)。

その意味で推進法は、「いじめに対しては少年 法による強制処分をもって臨む」という方向に、 大きく舵をきったと見ることができる。

## 3 少年司法におけるいじめの扱い

#### (1) 非行・不良行為の定義

少年法第3条が非行少年として定義するのは、14歳以上20歳未満で刑法および特別刑法の構成要件に該当する犯罪行為を行った犯罪少年(同条第1項)、同様の構成要件に該当する行為を行った刑事未成年である14歳未満の触法少年(同条第2項)、そして、犯罪の構成要件に該当する行為は行っていないものの、自己又は他人の特性を害する行為をする性癖があって、将来、犯罪を行うおそれ(虞犯性)があると予測される虞犯少年(同条第3項)の3つである(12)。したがって、少年法上の非行は、犯罪行為、触法行為、虞犯行為(虞犯性が必要)ということになる。犯罪少年及び14歳以上の虞犯少年は家庭裁判所に、触法少年及び14歳成未満の虞犯少年については児童相談所がそれぞれ主たる管轄権を有している。

また、法律レベルではないが、少年警察活動規則第2条6号で、虞犯性がなく虞犯行為にも至らない「自己又は他人の特性を害する行為」を不良行為として警察補導の対象としている。実際には、奈良県の少年補導条例 (13) などによって、(イ)放置すれば暴行、脅迫、器物損壊その他の刑罰法令に触れる暴力的な行為に発展するおそれのある粗暴な言動をする行為、(ロ)みだりに異性の身体に触れ、又は異性につきまとい、その他の他人に性的な不安を覚えさせるような行為、(ハ)他人を中傷するような情報を、インターネットを利用して他人が閲覧することができる状態に置き、又は電子メールを利用して他人に送信する行為等が警察の継続的補導の対象とされている。

では、このような少年司法全体の観点から、いじめ行為は従来どのように扱われてきたのであろうか。これについては以下の4類型に整理することができる。

## (2) いたずら的いじめ

第1類型のいじめは、いわゆる子ども同士の喧嘩やいたずら的ないじめ行為である。ある者を軽く叩いたりすること、仲間はずれにすること、無視すること、些細なことでからかうことなどのパターンが想定できる。これらのいじめ行為は、前

述の分類に従えば、子どもが健全な人間的成長を 遂げるうえで必要不可欠な人間同士の葛藤として の「適切ないじめ」と表現できるものである。こ れらの問題は、従来、子どもだけで解決したり、 仮に大人が介入するとしても、教員の指導や親同 士の話し合いで解決できるレベルのいじめである。 従来、少年司法が介入する余地はなかったと言っ てよい。国家による強制的介入に頼るまでもなく、 適切な大人を中心に子どもをとりまくコミュニテ ィーによる対応で問題を解決可能ないじめ類型に あたると言ってよい。この類型については、推進 法でも、教育現場での解決にまかされているよう に見えるが、このようないたずら的ないじめであ っても、形式的には犯罪行為にあたること、ある いは少なくとも「自己又は他人の特性を害する行 為」にあたることが学校側によって認定されれば、 警察との連携による対応がとられることになる。

#### (3) 不良行為としてのいじめ

第2類型のいじめは、いわゆる不良行為にあたるいじめ行為である。これは、いじめを受ける側の特性だけでなく、いじめを行う側の特性も害する行為としていじめをとらえる点に特徴があり、先に触れたとおり、場合によっては警察の補導の対象になりうるものである。典型例としては、粗暴な言動、性的なからかい、ネットへの書き込みなどが考えられる。これらについても、従来、少年司法が介入する余地はなく、教員、親・保護者を中心として適切な大人の対応によって解決に導いてきたものである。

しかしながら、近年は、奈良県少年補導条例第 1条にあるように、警察が中心になり、学校、家庭、 地域住民の協力を得て、警察補導という実質的な 強制力をちらつかせながら不良行為として「取り 締まる」という方向に転化しつつある。

さらには、2012年11月2日の文科省通知によれば、粗暴な言動であっても刑法上の暴行罪、強要罪等にあたり得ること、性的からかいでも強制わいせつ罪にあたり得ること、ネットの書き込みでも脅迫罪、名誉毀損罪、侮辱罪等にあたり得ることが明示されて、不良行為としてではなく、場合によっては、非行(=犯罪)として警察に通報すべきことが促されている。このことは、既に見た

ように、推進法においても確認されている。今後は、不良行為型のいじめ行為を以下に触れる第4類型で処理しようとしているのである。

#### (4) 非行にあたるいじめ

さらには、非行、すなわち犯罪行為、触法行為、 虞犯行為にあたるいじめを想定することができる。 それぞれの定義は既述のとおりであるが、虞犯行 為と不良行為の違いは、虞犯についてはその少 年に近い「将来罪を犯すおそれ(少年法3条1項 3号本文)」が存在するか否かである。裁判所が、 具体的犯罪を犯すおそれを認定すれば、いわゆる 虞犯性があるということになり、少年法上の非行 少年として扱われる。それがなければ不良行為少 年ということになる。いずれにしても両者の限界 は明確なものではない。

(i) 家裁・児相に送致・通告されないいじめ非行 そこで第3類型のいじめとして、虞犯行為、触 法行為、犯罪行為といった少年法上の非行にあた るいじめ行為を認識しながらも、関係者が警察・ 児童相談所へ通報・通告することなく、結果とし て、警察から家庭裁判所への送致、児童相談所へ の送致・通告がなされないところのいじめ行為が 想定できる。

特に、明確な犯罪行為であっても、個別の犯罪 行為自体がそれほど重大ではない暴行罪、恐喝罪 等にとどまるため、警察等の公的機関での処理に 委ねられずに、学校を介して当事者同士での話し 合いで解決する場合がある。犯罪統計としては表 に出て来ない、いわゆる暗数にあたる犯罪行為で ある。この類型の場合には、公的機関での解決を 求めるにしても、いじめの内容・原因解明のため の民事裁判(加害児童生徒、同保護者、学校設置 者を対象とした損害賠償請求訴訟)が提起される という場合が多い<sup>(14)</sup>。特に被害児童が自殺した 事例では、非公開で加害児童の健全育成に重点が おかれる少年審判よりも、むしろ、民事裁判にお いて、いじめと自殺の因果関係を解明して責任の 所在を明確にすることに優先性がおかれる。加害 児童あるいは監督義務者である親の民法上の不法 行為責任、学校の安全配慮義務違反に基づく不法 行為責任を明白にさせることが重視されるわけで ある。暗数として扱われてきたこの類型についても、被害児童の生命・身体に重大な被害が生じるおそれが事前に確認されれば、推進法上、警察が早期に加入して加害児童を少年司法手続にのせることになるので、以下の第4類型との区別は明確ではなくなる。

## (ii) 家裁・児相に送致・通告されるいじめ非行

さらに第4類型のいじめとしては、生徒児童間の暴行・傷害、恐喝事件等で、明白な被害性が確認される場合がある。例えば、被害児童が自殺した事件で、被害児童の遺書などによって加害児童の暴行、恐喝などの事実が明らかになっていれば、警察は迅速に対応して、加害児童を家庭裁判所あるいは児童相談所に送致・通告することが考えられるような事例である。過去のいじめ自殺の事例においてはこのような対応がとられている(15)。

もっとも、仮に警察での捜査を経て家庭裁判所 に送致されても、家庭裁判所は加害児童に対して 被害児童への死亡への責任を問うわけではない。 家庭裁判所は、加害児童の健全育成のために当 該児童の非行事実(=いじめ行為としての暴行罪、 傷害罪、恐喝罪等)および要保護性(=当該事項 事実に現れた再非行可能性、矯正可能性等)を認 定したうえで、保護観察処分あるいは少年院送致 処分といった当該児童にふさわしい処分を選択す ることになる。法的には、傷害致死罪の場合のよ うに、傷害行為と死亡との因果関係が客観的に相 当性をもたない限り、死亡という重大な結果も含 めた処分を問うことはできない。自殺の場合には、 通常、いじめ行為との相当因果関係が結べないと いうことになる。

#### 4 いじめ対策としての厳罰化

#### (1) 推進法がもたらす効果

先にも触れたとおり、推進法は、教育の現場で「いじめ行為」として「犯罪行為」とは積極的に意識されてこなかった行為を、明確に「犯罪行為」として客観化し、少年司法手続にのせるべきことを教育機関に求めている。この傾向は諸外国においても見られる。例えば、米国各州では、主として2000年以降、学校内外での生徒間のいじめ行為の中で

も、暴行、傷害、恐喝等は言うまでもなく、つきまとい、ハラスメント、脅迫の傍観、電子通信機を使った平穏の妨害等についても制定法上の犯罪であることを確認して、これらのいじめ行為を通常の少年犯罪として扱っている<sup>(16)</sup>。特に、サイバーいじめと称される携帯電話、コンピュータ等の電子機器を用いたインターネット、SNS等を通じた書き込みについても、サイバーいじめ罪として処罰対象にしている州も増加している<sup>(17)</sup>。要するに犯罪行為としてのいじめ行為の裾野を広げて処罰対象とする厳罰化の傾向にあり、わが国の推進法も同様の方向に向かっていると見ることができる。

また米国における対応と同様に、いじめる側の 生徒は処罰対象としての加害者、いじめられる側 の生徒は保護対象としての被害者という典型的な 被害者・加害者関係論が前提にされている。米国 のいくつかの州では、犯罪被害者の権利が州憲法 に規定されていることもあり、少年司法手続への 被害者の参加・関与は当然視されている。したが って、情報の開示をはじめ、審判傍聴、審判での 被害者意見陳述等被害者に認められる権利・利益 は当然のことながら保障されている。わが国の推 進法も、いじめの根本的な原因究明の必要性に触 れることなく、いじめられる側の被害児童の生命 及び心身の保護の重要性を強調する点で、米国の 動向と軌を一にしている。

このような推進法の特徴は、以下に見るように、 いじめの犯罪化、加害児童の処分の厳格化という 効果をもたらすことになる。

#### (2) いじめの犯罪化

上述した第1類型のいじめ行為として、遊び仲間同士での喧嘩の末、相手を軽く叩いたり、些細なことでからかったり悪口をいうことがある。このような行為も、学校の注意にもかかわらず継続される場合には、形式的には前者を暴行罪(刑法第208条)、後者を脅迫罪(刑法第222条)として所轄警察ともに対処することは可能である(推進法第23条第6項前段)し、既述の文科省通達もこの点を否定していない。そうなるとこの類型のいじめも少年司法手続で処理され得るし、少なくとも、自己又は他人の特性を害する不良行為として警察補導の対象となる。

第2類型のいじめ行為として、従来、粗暴な言 動、性的なからかい、ネットへの書き込みなどが不 良行為として警察補導の対象となり得たし、実際 に一部の地方自治体においては補導の対象とし てきたことは先にも触れたとおりである。これら の行為は、今後、不良行為としてではなく、暴行 罪、強要罪(刑法第223条)、強制わいせつ罪(刑法第 176条)、名誉毀損罪(刑法第230条)等の犯罪行為 として少年司法手続で処理され得ることになる。 特に、米国においてもサイバーいじめが深刻な問 題と捉えられて厳罰化されていること、推進法第 19条、第20条で「インターネットを通じて行われ るいじめに対する対策の推進 | が規定されている ことに鑑みて、いままで比較的等閑視されてきた 「ネット書き込み」については、犯罪行為としての 立件が増加することが予測される。また、刑法上は、 物理的有形力の行使が伴わなくても、多数回のい たずら電話、大音量で放送を継続することなどの 行為で傷害罪が成立するとした裁判例(18)もある ことから、ネット書き込みによる精神的苦痛から 生理的機能障害を生じた場合に、暴行罪等で立件 されることも考えられる。これらの判断は、学校と 連携していじめに対処する警察が行うことになる。

第3類型の非行にあたるが様々な理由で犯罪行為として公的機関の処理にのせられなかったいじめ行為も、第1類型、第2類型のいじめ行為が警察との連携の中で処理され得る中では、原則、警察の協力のもとで処理されることになるであろう。また、いじめ行為によって、被害児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおこれがあると学校が判断する場合には、学校には警察に通報する法的義務があるので、被害児童の訴え、いじめ目撃児童の報告等で明白な暴行、恐喝等の犯罪行為が確認できれば、警察を通じて少年司法手続にのせられることになる。

この点については、第4類型のいじめ非行においてより明白である。従来も、いじめ自殺の事例で、暴行、恐喝等のいじめ行為と自殺との因果関係が明確でない場合でも、被害児童の保護者による暴行、恐喝等の被害届を端緒に、加害児童に対する逮捕、勾留、捜索等の強制捜査が行われてきている。推進法第22条第6項後段では、自殺という重大な結果をもたらす前の予防的な対応を学校

に求め、所轄警察への通報を義務化しているので あるから、第3類型と併せて、いじめ非行につい ての警察通報が原則化するものと思われる。

#### (3) 被害者・加害者関係の固定化

このようにいじめの対応を教育現場から警察を 入り口とした少年司法の現場に受け渡す一種の厳 罰化の流れの中では、被害者としてのいじめ被害 児童あるいは遺族と加害児童である非行少年との 対立の構図はよりはっきりとする。

まず警察・検察による捜査段階の両者の関係に ついてである。従来、第1類型いじめについては 警察は関与せず、第2類型いじめについては、加 害児童を不良行為少年(少警規第2条6号)として 補導対象にしつつ、被害児童については被害少年 (少警規第2条7号) として、助言、カウンセリン グ等を行ってきている(少警規第36条)。一方で、 第4類型いじめについては、加害児童を犯罪少年 として、警察・検察による捜査(刑訴法第197条) の対象として、逮捕・勾留の強制処分のもとで 厳しい追及による取調べが行われてきており<sup>(19)</sup>、 被害児童(保護者)については、犯罪被害者連絡(通 知)制度に基づいて、捜査の進行状況、被疑者検 挙の情報やその氏名、年齢、送致検察庁、家裁へ の送致結果等を通知するとともに、検察庁におい ては被害者支援員による援助が行われてきている。 ここでは、加害児童=処分対象、被害児童(保護 者)=保護対象という位置づけが明確である。

次に家裁送致後の調査段階の両者の関係についてである。第4類型のいじめ非行は全件送致主義(少年法第42条・第42条)に基づいてすべての事件が家裁に送致される。家裁送致後の加害児童について身柄拘束のための観護措置がとられる場合、最長で8週間少年鑑別所に収容され(少年法第17条)、その間に家裁調査官の社会調査を受けることになる(少年法第9条)。家裁調査官による面接、家庭・学校訪問調査、電話照会等によって、加害児童の非行の原因が探られる一方で、被害児童(家族)については被害調査が行われて心情が聴取される。社会調査の目的自体は、加害児童の健全育成のための要保護性(≒矯正保護の必要性)を明らかにするためである。その際、被害児童(保護者)の心情(≒処罰感情、応報感情)は

要保護性判断の1つの材料になる。この段階での 両者の対立した関係性も明白である。

その後、家裁の審判段階に至るとその対立関係 はより鮮明になる。審判は裁判官によって懇切 を旨として運営されるが、同時に内省を促す厳 しい対応もとられる(少年法第22条第1項)。加 害児童は審判の対象となっている犯罪行為に加え て、社会調査の結果明らかにされるいじめ非行全 般について教育的指導を受けることになる。また、 審判の場では、被害者が意見陳述をすることが許 される(少年法第9条の2)ので、審判の対象と なっている犯罪事実についての心情を加害児童の 目前で吐露することができる。このことが最終的 な加害児童の処分に影響を与えることは想像に難 くない。特に、いじめ非行の犯罪事実が傷害致死 罪等の一定の重大犯罪にあたる場合には、被害者 (遺族) は審判傍聴も許される(少年法第22条の 4) ので、傍聴を踏まえた意見陳述によって、最 終的処分により大きなインパクトを与えることに なる。いずれにしても、審判における被害者の関 与は、少年法本来の目的である少年の健全育成と は相容れない性質を有している。

そして最終的に加害児童は、家裁によって少年 院送致あるいは保護観察処分のいずれかの保護処 分決定(少年法第24条)を受けることになる。

少年院に収容(短期6月程度、長期1年程度) される場合には、処遇の中心である生活指導の一 環として、被害者の視点を取り入れた教育が行わ れることになる(20)。当該教育プログラムの目標 は、人間力(自己効力感)、共感力(相手の身にな る力)、保護力(親子の絆を強める力)を向上させ て、罪障感を深めさせて謝罪の決意を固めさせる ことであるが、非行の原因となっているいじめそ のものに焦点をあてているわけではない。少年院 自体が実態調査において、在院少年の多くがいじ めた加害体験とともにいじめられた被害体験を有 していることを把握している(21)以上、いじめ加 害少年の処遇においては、既存のプログラムでは 対応できないことは明らかである。一方で、被害 者については、その事前の申し出に応じて加害少 年の少年院における教育状況等が通知されること はあるが、処遇に直接的に関わることはない。

保護観察処分については、実際にいじめ非行に

特化して行われている実例もある。被害児童の自 殺との因果関係がない犯罪事実 (暴行罪、恐喝罪 等) で最終的に短期保護処分(概ね6ヶ月) に付 された事例であるが、7名の加害少年のうち4 名が保護観察中に再非行(窃盗等)を行っており、 保護観察解除後の予後も必ずしも芳しくない(22)。 保護観察は、通常、対象者が月に2回程度、担当 保護司を訪問して近況を報告し、生活指導をうけ る社会内処遇であるが、保護司が直接対象者の自 宅を訪問して指導した上記の例でさえ、成功した とは言えないので、いじめ非行を保護観察処分と する場合の専門的処遇プログラムの欠如が問題点 として指摘できる。一方で、被害者については、 加害児童に対して保護観察官を通じてその心情を 伝達できる(更生保護法第65条第1項)。被害者 としての心情は、通常、加害児童の健全育成に向 けられたものでないので、保護観察段階での両者 の対立状況は明白である。

#### (4) 少年司法の役割の変化

少年法の理念は非行少年の健全育成である(少年法第1条)が、少年司法手続のせることは国家による強制処分を受けることを意味する。強制処分によらずにあくまでも少年司法手続より前の手続段階で、非行少年の立ち直りをサポートするのが原則である。その意味で、従来、学校におけるいじめ問題などは、原則として学校教育の現場での教育的措置に委され、少年司法は謙抑的・補充的に一定の重大な非行いじめにのみ関与してきたのである。

これに対して推進法は少年司法によるいじめ問題に対する積極介入を容認する方向に向かっている。すなわち、第1類型乃至第3類型のいじめ行為を犯罪化する点で厳罰化しているし、いじめた側を加害者として、そしていじめられた側を被害者として単純にレッテル貼りする点で敵味方司法化しているのである。上述のように、少年司法手続の中での被害者の存在は加害者への制裁的機能を有していると言っても過言ではなく、犯罪被害者基本法が制定されてからこの傾向は一層顕著である。そのような中で、従来、いじめられた側がいじめた側にまわることが知られているいじめ問題本来の原因を明確にしないまま、ある一事点に

おいていじめた側の児童を加害者として少年法上 の強制処分を科してしまうことは、いじめ問題の 根本的な解決には繋がらない。

## 5 被害者・加害者の関係修復的解決手法

#### (1) 少年司法手続における取り組み

では、従来の少年司法手続におけるいじめ加害 児童の処遇においては何が欠如しているのであろ うか。

それは、仮にいじめた側の児童を加害者とし、 いじめられた側の児童を被害者として扱うにして も、両者が所属するコミュニティー、特に学校も 含めた三者の関係性を修復して、いじめ加害児童 を社会に復帰させるという視点である。先にも触 れたように、少年院に収容されるいじめ加害少年 の処遇は、いじめに特化した被害者視点教育では なく、具体的な被害者を想定した教育でもない。 一般的被害者を想定したビデオ視聴、講話、ロー ルプレイ等を中心とした抽象的教育プログラムが 主たる内容を占めている。いじめた被害者やその 家族を対象にすることはない。また保護観察処分 についても、上述したように、いじめ非行を扱う 専門の人的・物理的資源が欠如しており、ボラン ティアの保護司がもっぱらその社会的経験、人間 力で対応するだけである。これでは、いじめ非行 の原因を除去することは到底不可能に見える。

#### (2) 教育現場での修復的解決の試み

このような現状は米国においても基本的に同様である。少年司法手続にのせられるいじめ加害児童は少なくない <sup>(23)</sup> が、少年院処遇やプロベーション (わが国の保護観察処分に相当する) の段階でいじめに特化したプログラムを有している自治体は少ない。

そこで米国では、学校自体が加害児童を校則違反で処分したり、法律違反で少年事件として立件する前に、被害者、加害者、学校・地域社会の三者の関係を修復する修復的司法の手法を取り入れた学校内でのいじめ対応プログラムが、いじめ問題の解決・予防のために展開されている。これらのプログラムを類型化すると、学校の生徒間のいじめ問題を同じ学校の生徒の仲介で事後

的に和解させること試みる「仲間調停プログラム (Peer Mediation Program)」と学校関係者、保 護者だけでなく地域社会も関わっていじめ問題を 社会内の問題として事後的かつ予防的に解決しよ うとする「社会包摂プログラム (Social Inclusion Program)」に大別することができる。

前者は、いじめの当事者児童と同じ学校に所属する第三者の児童数名が、調停人として話し合いによる問題解決を図ろうとするプログラムである。教師ではなく、調停人が当事者と同じ目線で紛争処理にあたることで積極的成果があがっているという評価がある (24) 一方で、調停人である生徒の知的、情緒的未熟さによる力量不足、当事者の人間関係だけに収まらないいじめの構造的問題への対応不足、いじめが深刻化した後の事後的対応でしかないことなども指摘 (25) されており、いじめ対応策の支配的プログラムとはなっていない。

一方で後者は、いじめ当事者児童、それぞれ の親・保護者、中立的な第三者児童、学校関係 者、そして地域住民が関わる、いじめ事例に対す る事後的かつ予防的側面をもった総合的なアプロ ーチである<sup>(26)</sup>。具体的には、学校関係者、保護 者、地域住民による社会基盤の構築、学校内部で いじめを早期に把握するための成員全体の意識改 革、担任教師のいじめ把握スキルの開発、そして、 いじめ被害児童を支援するための友達の輪の結成 の4つの段階を経て、いじめ加害児童に加害性を 認識させたうえで被害児童とともに学校、地域社 会にスムーズに再包摂するための車座会議を開催 することになる。同会議では、教師の進行のもと、 特に加害児童を一方的に責めるのではなく、参加 者全員がいじめという社会的葛藤についての認識 を共有したうえで、原因を含めた問題点を徹底的 に話し合って建設的に問題を解決するための合意 条項を作成する。そしてその合意条項を加害児童 に実践させる過程で、各参加者、特に第三者児童 が支援しながら社会の中に包摂していくというわ けである。これによって、加害者というレッテル 貼りも除去されることになる。単に当事者間の和 解というだけでなく、被害児童、加害児童、学校・ 地域社会がいじめを端緒として、いじめのない社 会づくりを目指すところに特徴がある。

## (3) あるべき方向性

米国においても、いじめを非行として少年司法で厳罰的に処分したり、学校が校則違反の懲戒処分として不寛容に扱うことはある。しかし、それらは対症療法でしかないと考えられている。より根本的な解決は、いじめ当事者が所属するコミュニティーを中心に、強制力を伴わずに人間関係を回復することに求められているのである。推進法は、少年司法による厳罰的対応を掲げ、学校による懲戒処分の活用も明記している(第24条乃至第27条)が、より根本的な解決は、米国の教育実践例にもあるように、いじめ当事者児童を取り巻く多様な人間関係の修復に求められるべきではないだろうか。

## 6 むすびにかえて

推進法は、今までの文科省の対応と同様に、いじめを受けた児童を徹底して守り通す姿勢でいじめ問題に対応しようとしている<sup>(27)</sup>。しかしながら、いじめには様々な原因があり、時として、いじめる側が後にいじめられる側に回ることもあり、その逆も当然ある。したがって、被害者・加害者の利益対立的関係性が明確である少年司法の場は、いじめ問題の解決にはそぐわない。あくまでも、いじめ問題への対応、解決は学校教育現場の教育の力に俟つところが大きい。学校が、いじめを安易に犯罪行為と認定することは厳に慎まなければならない。

## 註

- (1) 瀬戸則夫「『第3次いじめ注目期』にあたり、子どもの人権問題としていじめを考える」関西大学法科大学院ジャーナル2号(2007年)29頁以下によれば、1986年の東京都中野区立不死身中学いじめ自殺事件を第1期、1994年大河内清輝君いじめ自殺事件を第2期のいじめ注目事件として取り上げている。
- (2) 少年法改正の経緯、内容について詳しくは、山口直 也『少年司法と国際人権』(2013年・近刊) 167頁以下 を参照されたい。
- (3) 岡村勲他『犯罪被害者のための新しい刑事司法(第2版)』(2009年)他。
- (4) 修復的司法 (Restorative Justice) とは、従来の国に

- よる加害者の処罰・処分という刑事・少年司法のあり方にかえて、被害者の癒し、地域社会の安全、加害者の自覚のバランスの中で問題を解決しようとする司法のあり方を指す。
- (5) 文部科学省のいじめの定義の中で用いられている 「心理的攻撃」には、「仲間はずれ」や「集団による 無視」等の不作為も含まれることが指摘されている (文部科学省初等中等教育局長通知・後掲注(9)中 に規定された「いじめの定義」の注3参照)。
- (6) 河合隼雄『いじめと不登校』(1999年) 263頁。
- (7) 深谷和子『「いじめ世界」の子どもたち』(1996年) 23 頁以下。
- (8) いじめの定義について詳しくは、中富公一「いじめ 概念の憲法学的検討 児童・生徒の安全再構築のために 」法政論集213号 (2006年) 77頁以下。
- (9) 文部科学省初等中等教育局長「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」18文科初第1019号(2006年)後に行われている「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、この新しい「いじめの定義」が用いられている(文部科学省初等中等教育局児童生徒課『平成18年以降のいじめ等に関する主な通知文と関連資料』(2012年)3頁)。
- (10) 同·2006年通知。
- (11) 文部科学省大臣官房長・文部科学省初等中等教育 局長「犯罪行為として取り扱われるべきと認められ るいじめ事案に関する警察への相談・通報について (通知) |24文科初第813号(2012年)。
- (12) 虞犯少年は、刑法上の犯罪行為を行うわけではではないので、基本法が警察への連絡・協力を義務づける対象にはならない。また、触法少年についても、傷害罪や恐喝罪に該当する行為を行っても刑法上の「犯罪」を行ったことにはならないので、同じく基本法の対象にならないはずであるが、学校現場および警察でそのような運用がなされるかについては不明瞭である。
- (13) 「奈良県少年補導に関する条例」(2007年10月1日施行) (http://www.pref.nara.jp/somu-so/jourei/reiki\_honbun/k401RG00001106.html)。
- (14) 横田昌紀「児童生徒のいじめ自殺訴訟の現状-因果関係を中心に-」判例タイムズ1358号(2012年)4 頁以下参照。
- (15) 服部朗「清輝君いじめ自殺事件家裁決定を考える」 法律時報68巻1号 (1996年) 30頁以下等参照。
- (16) 井樋三枝子「アメリカの州におけるいじめ対策法 制定の動向」外国の立法252号 (2012年) 147頁以下。
- (17) E.g., Natasha Rose Manuel, "CYBER-BULLYING: ITS RECENT EMERGENCE AND NEEDED LEGISLATION TO PROTECT ADOLESCENT VICTIMS", Loyola Journal of Public Interest Law, Vol.13,2011,pp. 219-252; John O. Hayward, "ANTI-

- CYBER BULLYING STATUTES: THREAT TO STUDENT FREE SPEECH", Cleveland State Law Review, Vol. 59,2011, pp.85-124.
- (18) 最高裁判所2005年 3 月29日決定・刑集59巻 2 号 (2005年) 54頁、東京地方裁判所1979年 8 月10日判 決・判例時報943号 (1979年) 122頁。
- (19) 事例について詳しくは、日本弁護士連合会子ども の権利委員会『少年警察活動と子どもの人権』(1998 年)を参照されたい。
- (20) 村尾博司「少年院における被害者の視点を取り入れた教育-運用の実状と課題-」犯罪と非行153号 (2007年) 46頁以下。
- (21) 武田裕他「非行少年におけるいじめの実態について」東北矯正21号 (1985年) 45頁以下、戎本進二「収容少年に対するいじめ調査結果」四国矯正41集 (1987年) 31頁以下、政本恵美子・長尾美代子「収容少年に見られる『いじめ』体験からの分析及び考察」四国矯正41集 (1987年) 43頁以下等参照
- (22) 西尾和郎・三宅康至「中学生による『いじめ事件』 に係る短期保護観察について」更生保護と犯罪予防 122号 (1996年) 78頁以下。
- (23) 特にサイバーいじめの場合、刑法上の個人情報盗取罪で重罪として処罰される例も増えている。See e.g., Caitlin R Clark, "Criminal Punishment for Cyberbullying: In re Ronaldo S.", SMU Science & Technology Law Review, Vol.15, 2012, pp.293-301.
- (24) See Alixandra Blitz, "Peer Mediation Programs: An End of School Violence?", Cardozo Journal of Conflict Resolution Vol.4. 2002. at 6.
- (25) See Jon M. Philipson," The Kids are not All Right: Mandating Peer Mediation as a Proactive Anti-Bullying Measure in School", Cardozo Journal of Comflict Resolution Vol.14, 2012, at 85.
- (26) See Leah M. Christensen, "Sticks, Stones, and Schoolyard Bullies: Restorative Justice, Mediation and a New Approach to Conflict Resolution in Our Schools", Nevada Law Journal, Vol.9, 2009, pp.545-579.
- (27) 衆議院文部科学委員会「いじめ防止対策推進法案 に対する附帯決議2」(2013年6月19日)参照。